

2006年2月7日

北海道大学
総長 中村睦男 殿

北海道大学教職員組合
執行委員長 坂下明彦

平成18年度以降の給与等に関する団体交渉申し入れ書

平成18年1月26日、北海道大学ホームページに遠藤啓理事・事務局長名の「平成18年度以降の本学職員給与及び退職手当について（お知らせ）」が掲載された。

「お知らせ」は、北海道大学が平成18年度から国家公務員に適用される「給与構造の改革」と基本的に同様の措置をとる方向で検討していることを職員に知らせるものである。

給与及び退職手当の改定は、重大な労働条件の変更である。本組合との十分な協議及び合意を経ずして大学が一方的に就業規則を変更することは認められない。

下記事項について団体交渉を要求する。早急かつ誠実に対応されたい。

要求事項

1. 18年度以降の給与等の改定に関して、具体的な財務関係資料を開示し、改定の必要性の十分な説明を行うこと。資料には、現行給与体系および改定予定の給与体系のそれぞれについて、今後の教職員の給与・退職金の試算と大学財政との関係を示し、改定の根拠を具体的に説明する資料を含むこと。
2. 「基本給及び退職手当の額については、現給保障措置が採られ、当面、実質的な減額とはならない」とあるが、職種別・年代別生涯賃金及び当初5年間の賃金比較額を明らかにすること。
3. 本学職員の給与水準が対国家公務員ラスパイレス指数 86.6 であることの改善策を具体的に示すこと。
4. 「国家公務員の給与水準の動きと異なる動きをすることは、当分の間、難しい」とあるが、北海道大学の中期計画では「新たな人事・給与制度の導入について検討し、平成19年度を目途に実施する」とある。中期計画との整合性を明らかにすること。
5. 「当分の間、国家公務員の給与等の動き、特に下方向の動きに対しては、基本的には、これと連動するという道を探らざるを得ないものと考えている」。このことは、寒冷地手当引き下げ時の大学の説明と異なるので撤回すること。
6. 17年度分の給与、手当等の改定について具体的な財務関係資料を開示し、改定が必要であった根拠の十分な説明を行うこと。
7. 「本学職員の給与等は、民間企業と同様に、大学において独自に決定することが基本」であるので、「一部について、本学独自の対応を検討する」とある。今冬の灯油価格の高騰に関し、2004年10月の「寒冷地手当引き下げ」分を一時金で支給する等「本学独自の対応」策を明らかにすること。

以上